

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

一般会計歳出において、款1. 議会費での香川人権研究所会費に2万円、款3. 民生費での社会福祉総務費としての人権同和施策事業に委託料及び負担金として355万4,309円、款10. 教育費での社会教育総務費としての人権教育事業費に負担金及び補助金として169万7,450円が支出され決算されております。

1965年に国の特別対策が始まり、37年間、また2002年（平成14年）3月31日の国の特別措置法失効により終了してすでに13年となり、地域と地域住民、町民を取り巻く環境は大きく変化をいたしました。

行政にとっても特別法の終了と一般施策への移行の事実は重いものとなっております。

特に学校教育においては、1. 学校教育としての教育活動と特定の立場に立ち、政治運動、社会運動とは明確に区別し、教育に運動を持ちこませないこと、2. 「部落」「被差別部落」「同和地区」などの言葉を用いた指導をしないこと、3. 特定の地域に対して「ここは同和地区」「ここは部落」と告げることを許されないことを徹底することなどが求められています。

日本国憲法の人権と民主主義、住民自治権確立の理念を地域社会で活かし実現することを目標として「いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる地域社会を目指しての地域人権の確立」が謳われております。

また住民は誰もが人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和な生活を送ることを願い、日本国憲法はこれを「基本的人権の重要な柱」として保障し

ております。

住民自治を基本とする地方自治体は、こうした基本的人権を保障する為「住民の命と暮らしを守る砦」として重要な役割を担っております。

また自治体は「この国の民主主義の重要な土台」でもあります。

そして「憲法をくらしの中に生かし、住みよい地域社会」の実現を目指すことを掲げております。

そして「人権、教育と自治を守る」として、大部分の自治体は多少の逆流があっても同和行政の終結は不可逆的な流れとなっていることであります。

国の同和対策の終結を受けて、全国の地方自治体も終結の方向に動いており、終結の仕方も行政のトップの決断の終結と審議会の議論を経た終結の2つですが、もちろん、その背景には多くの住民による粘り強い運動があったことは住民自治の観点から無視できないものであります。

全国の各自治体によって違いはあるものの、現在、同和行政の終結は着実に前進してきております。

そこで最も重要なことは、法的根拠のない民間任意運動団体への対応をきっぱりやめることで同和行政を終了することが大切であります。

そのためには、1. 行政は中立性、公平性の立場であるにもかかわらず、これまで特定任意団体への行事、催し物に参加するのは中止すべきであります。

2. 同和問題に関する民間任意運動団体とのこれまでの関係を保ちつつ、補助金のみならず、他の各種人権施策の見直しを進めていくことは困難であります。

3. 自主的な行政施策を推進するため、あらゆる民間任意団体との関係を終了し、他の地域と同様に必要性に応じた一般施策を推進することが真の同和問題の解消に繋がるものであるので、対応の変更を決断すべきであります。

4. 町内に「特定団体」もなければ「特定地域」もない多度津町が「同和行政終結自治体」になることが今こそ必要であります。

従って、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、法的根拠のない民間任意運動団体が行う様々な行事、研修会に町職員も含め参加する行政経費など公金支出の透明性を高め、公益性の観点から見直しをする必要があり、人権同和施策事業費、教育事業費などに予算を使って決算をするのではなく、これらの財源は、1. 町に「こども課」の設置で、子育て応援、支援や少子化対策、2. 移住定住促進事業、3. まちづくり活性化対策などに使うべきであり、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。
ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第10号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。